



ハラスメントのない 学院へ



KWANSEI GAKUIN

キャンパス・ハラスメント等相談センター

お問合せ先

ご不明な点等ございましたら、
(ch-soudan-center@kwansei.ac.jp)まで



関西学院は、教育と研究を目的とする学びの共同体であり、キリスト教主義を基礎とした教育により、すべての構成員の尊厳と人権を尊重し合う姿勢を大切にしています。キャンパス・ハラスメント等相談センター（相談センター）では、すべての構成員の生活上の安全を脅かすいかなる人権侵害・ハラスメントも容認することなく、個人として尊重され、人権を侵害されることなく就学・就労できるよう、ハラスメントの防止及び解決に取り組んでいます。

関西学院では、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、その他の差別的な言動等をキャンパス・ハラスメント等と位置づけ、これらの人権侵害のない教育・労働環境の形成を目指します。



セクシュアル・ハラスメントとは

学院構成員に対し、その意に反する性的な言動によって、その就学、教育・研究及び就労において不利益を与え、その環境に悪影響が生じることをいう。

アカデミック・ハラスメントとは

教育・研究上の指導における優位性を背景に適正な範囲を超えて、学院構成員に対してその就学、教育、研究及び就労において不利益を与え、その環境に悪影響が生じることをいう。



パワー・ハラスメントとは

職務上の地位や人間関係における優位性を背景に職務等の適正な範囲を超えて、学院構成員に対してその就学、教育、研究及び就労において精神的・身体的苦痛を与え、その環境に悪影響が生じることをいう。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは

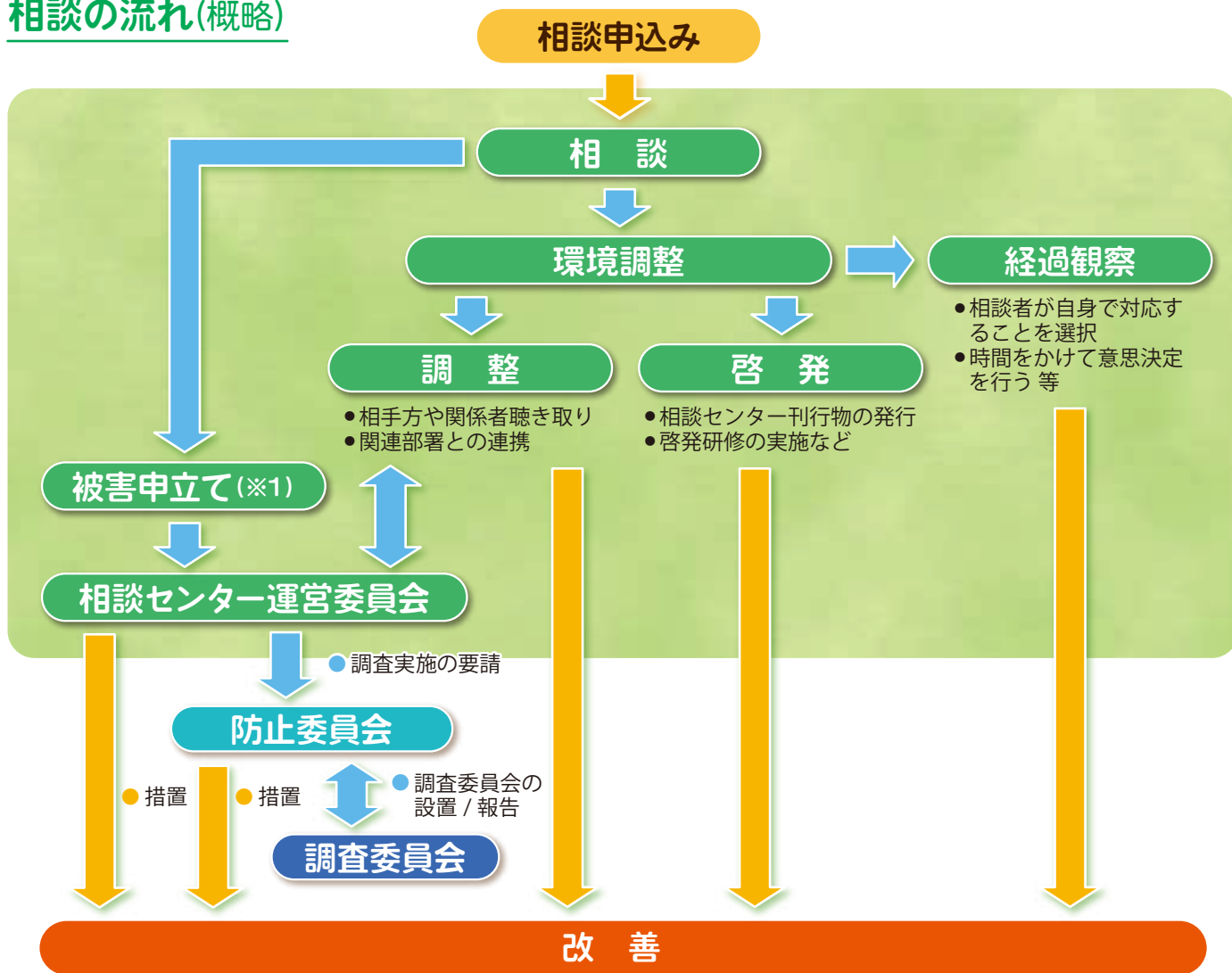
職務上の地位その他を背景に妊娠・出産、育児休業等に関する制度等の利用その他、就学、教育、研究及び就労において不利益を与え、その環境に悪影響が生じることをいう。



その他の差別的な言動等とは

職務上の地位や人間関係における優位性を背景に、社会的出自・ジェンダー・性・性的指向や性自認・障がいの有無・国籍・人種・民族・宗教・年齢・外見その他に関し適正な範囲を超えて、学院構成員に対してその就学、教育、研究及び就労において不利益を与え、その環境に悪影響が生じることをいう。

相談の流れ(概略)



相談センター内でできること

相談

- 専門相談員(公認心理師、臨床心理士他)がお話をうかがいます。
- お困りの状況や、それについての考え、気持ちを丁寧に聞き、整理するお手伝いをします。
- 相談を通して、お困りの状況に対する希望(どうしたいか、どうなって欲しいか)を確認します。
- 相談員は、問題の解決や、環境の改善に向けて、情報提供や助言を行い、取り得る対応や、そのメリット、デメリットを共に検討し、相談者の選択や決定をサポートします。

環境調整

- 相談を通して相談者の意思決定と同意の上で、相手側や関係者から事情を聞き、状況の改善に向けて双方の決着点を検討します。必要に応じて、相談者の同意の上で、関係各所と連携します。
- 啓発(学院内啓蒙; 啓発研修の実施、相談センター刊行物の発行等)

被害申立て(※2)

- 被った被害について事実関係を調査しハラスメントの認定を求める為の申立てを受理します。受理された申立ては、運営委員会でその先のプロセスに進める必要性を審議します。

※1・※2) 被害申立て後の詳細は、当センターホームページより、「関西学院キャンパス・ハラスメント等防止規程」「関西学院キャンパス・ハラスメント等相談センター規程」「関西学院キャンパス・ハラスメント等調査委員会規程」をご参照ください。 <https://ef.kwansei.ac.jp/efforts/harassment>

相談申込

- 事前予約制です。
- 右記QRコード、または
<https://forms.office.com/r/7rtwrspYFU> から
お申込みいただけます。



- キャンパス・ハラスメント等相談センターは、上ヶ原キャンパス内に位置しています。対面・電話・Zoomによる面談が可能です。コミュニケーションの齟齬を少なくし安全に配慮しながら行うために、相談は、できるだけ対面か、またはZoomで画面をオンにした状態での面談をお勧めします。
- ご相談の際は、相談センターとして相談をお受けできる方が確認するために、お名前を明らかにしていただくことをお勧めします。お名前を明らかにすることにご不安があるかもしれませんが、相談者の了承なく相談センターの外にお名前を伝えることはありません。
- 相談者のプライバシーは最大限保護し、秘密を厳守します。

開室日時

月、火、水、金 (10:30～15:30)

(土日祝日、創立記念日、年末年始、盛夏休暇等学院が定める休日を除く)

対象

- 相談者または相手方が学校法人関西学院の構成員である場合にご相談頂けます。
- 関西学院が設置する各学校に在籍している学生(保証人)・研究員、生徒・児童・園児(これら在籍者の保護者等)及び教職員が主な対象です。
- 各学校等に在籍又は在職しなくなって原則として1年以内はご相談をお受けできます。
- 第三者の相談をお受けすることも可能ですが、環境調整や被害申立ては直接被害を受けた当事者に限られます。

留意点

- 出来事が“ハラスメントかハラスメントではないか”の認定を、相談センター内で行うことはできません。
- “ハラスメントかハラスメントではないか”の認定が無くとも、お困りの状況を改善できる場合は多くあります。
- 相談をしていることやその内容について、相手方に伝えたり、第三者に言い広めたりすることの無いようご注意ください。相談者や関係者の二次的な傷つきや、風評被害、情報の混乱予防のためのお願いです。
- 相談を経ず被害申立てのみを希望された場合でも、運営委員会での審議のため、相談や相手側への聴き取りを必要とする場合があります。